

## 相模原市市民・行政協働運営型市民ファンドの協働運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さがみはらパートナーシップ推進指針(平成15年2月策定)に基づき、市民の創意と工夫にあふれる自主的なまちづくりを進めるため、個人、団体、企業など市民によるパートナーシップファンドの創設を支援するに当たり、市民・行政協働運営型市民ファンドの協働運営に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップファンド 個人、団体、企業などさまざまな市民からの寄附金をもとに、市民活動団体が市民を対象とした社会貢献活動を行うにあたり必要な経費の一部を助成することを目的として、市内に事務所を有する特定非営利活動法人が設置するファンドをいう。

(2) 相模原市市民・行政協働運営型市民ファンド(以下「協働運営型市民ファンド」という。) パートナーシップファンドの安定した財源確保と助成事業の拡大を目指し、効果的な運営技術を獲得することを目的とし、パートナーシップファンドの設置運営団体と市長が協定を締結し、協働で運営を行うパートナーシップファンドをいう。

(運営団体)

第3条 市長は、市民・行政協働運営型市民ファンドの創設に当たり、その設置及び運営を行う特定非営利活動法人を公募し、選定するものとする。

2 前項の公募及び選定の方法については、別に定める。

(協定の締結)

第4条 市長は、前条の規定により選定された特定非営利活動法人(以下「運営団体」という。)と協定を締結し、協働運営型市民ファンドを協働して設置及び運営するものとする。

2 前項の規定による協定の期間は、5年以内とする。

(事業)

第5条 運営団体及び市は、協働運営型市民ファンドの運営にあたり、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 市内に活動拠点を有する市民活動団体(以下「活動団体」という。)が、市民

を対象とした社会貢献活動を行うにあたり、必要な経費の一部を助成金として交付する事業(以下「助成事業」という。)

(2) 前号に規定する助成事業を行うために必要な寄附金を広く市民から集め、管理する事業(以下「募金事業」という。)

(3) 活動団体が行う助成金の申請及び助成金を交付された活動団体(以下「助成団体」という。)の実績報告の技術的指導、助成団体の当該助成金を交付された事業の効果的な実施に必要な情報提供等の支援事業

(4) その他、前3号の事業を実施するために必要な事業

2 運営団体は、前項の事業の実施にあたり、公平かつ公正な審査、事業実施状況の監査及び事業効果の検証を行うため、市長と協議の上、学識経験のある者及び関係団体の代表者等で構成される委員会を設置するものとする。

(寄附金)

第6条 前条第1項第2号に規定する寄附金は、同項第1号に規定する助成金に充てるものとする。ただし、当該寄附金の20%を上限として、前条に規定する事業に係る経費(助成金を除く。以下「運営費」という。)に充てることができるものとする。

(市負担金)

第7条 市長は、第5条に規定する事業の経費の一部として次に掲げる負担金を予算の範囲内で運営団体に交付するものとする。

(1) 市助成事業負担金 助成金に充てるものとする。

(2) 市運営費負担金 運営費に充てるものとする。

2 前項第1号の市助成事業負担金は、助成事業の実施年度の前年度10月末日までの1年間(ただし、協定締結後1年未満の場合は、協定を締結した日から最初の10月末日までの期間とする。)の募金事業による寄附金の総額又は500万円のどちらか低い方の金額を上限とし、当該年度の助成金総額の2分の1以内とする。

3 前項の募金事業の寄附金の総額には、前年度からの寄附金の繰越金を含むものとする。

4 第1項第2号の市運営費負担金は、当該年度の運営費総額の2分の1以内とする。

(事業年度)

第8条 この協働運営型市民ファンドの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、協定を締結した初年度については、協定を締結した日から翌年3月31日までとする。

(年度協定)

第9条 運営団体と市長は、毎事業年度開始前に当該事業年度の事業に係る協定を締結するものとする。

2 前項の協定の締結に当たり、当該事業年度の事業計画書及び収支予算書を作成し添付するものとする。

(事業報告書等)

第10条 運営団体は、前月分の協働運営型市民ファンドの管理運営状況に関する報告書を作成し、毎月15日までに市に報告するとともに、毎事業年度終了後40日以内に当該事業年度の事業実施状況報告書及び収支決算書を作成し、市長に提出するものとする。

(精算)

第11条 第7条に規定する市負担金について、事業年度末又は第13条に定める協働運営型市民ファンドの終了の際に残余の金額がある場合は、運営団体は事業年度終了後40日以内に市長に返還するものとする。

(情報の公開)

第12条 運営団体は、協働運営型市民ファンドの管理運営状況について市民に公表し、公正で透明性のある運営に留意するものとする。

(協働運営型市民ファンドの終了)

第13条 協働運営型市民ファンドは、運営団体と市長との協定が満了したときに終了するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。